

かみのやまユースバンド規約

第1条（名称）

本団体は「かみのやまユースバンド」（以下「当ユースバンド」という）と称します。

第2条（目的）

当ユースバンドは、NPO 法人スローライフな音楽活動の事業の一環である「多世代が共に音楽合奏を楽しむ地域交流・文化振興に関する事業」として実施され、子どもたちとおとなが世代を超えて音楽合奏を楽しむ場を創出し、地域に根ざした継続的な音楽文化の発展と交流を図ることを目的とします。

第3条（活動内容）

当ユースバンドは、次の活動を行います。

1. 通常活動として個人練習、パート練習、合奏練習を実施
2. 行事活動として吹奏楽コンクール出場、自主発表会開催
3. 初心者・未経験者を対象とした体験会の実施
4. その他、当バンドの目的を達成するために必要な活動

第4条（構成）

当ユースバンドは、次の2つの区分から構成されます。

1. ジュニアメンバー：小学4年生から高校3年生までの児童・生徒（管楽器・打楽器経験は不問）
2. レギュラーメンバー：18歳以上の管楽器・打楽器経験者（年齢不問）

第5条（入会）

1. 所定の申込手続きを経て、運営が認めた者をメンバーとします。
2. 入会金は不要とします。
3. ジュニア・レギュラーいずれも、原則すべての行事に参加することを基本とします。

第6条（会費）

1. 会費は月額1,000円とし、活動運営費に充てます。
2. 会費はジュニアメンバー・レギュラーメンバーとも同額とします。
3. 会費の納入方法および納期は別に定めます。

第7条（楽器の取り扱い）

1. 原則として各自で楽器を用意しますが、ジュニアメンバーに限り貸出楽器を提供することがあります。
2. 貸出楽器の種類・台数には限りがあり、先着順または相談により決定します。
3. 貸出楽器には使用上の注意事項を定め、これを遵守することとします。
4. 貸出楽器の使用料は無料とします。

第8条（活動形態）

1. 通常活動は「ジュニアの日」と「全体の日」に分けて実施します。
2. レギュラーメンバーは、ジュニアメンバーと同等の活動メンバーであり、指導的立場にはありません。
3. ジュニアメンバーの個別等の指導は、別途配置される専門員が担当します。
4. 練習会場は「ふつかまち PLAZA」等、運営が指定する場所とします。

第9条（退会・休会）

1. 退会または長期の休会を希望する場合は、運営に申し出るものとします。
2. 休会中の会費については、別途規定に従います。

第10条（その他）

本規約に定めのない事項は、運営の判断により適宜決定します。

付則

本規約は 2025 年 6 月 21 日から施行します。